

社会福祉法人やまゆり福祉会身体拘束対応規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会が事業展開する福祉サービスにおいて、八王子美山学園（以下「学園」という。）利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない理由により利用者に対し、身体拘束を行う場合の手続等を定めることを目的とする。

(身体拘束の定義)

第2条 この規程において、「身体拘束」とは、法人職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為を行うことをいう。

- (1) 徘徊又は転落しないように車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること。
- (2) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用すること。
- (3) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せること。
- (4) 皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する手袋をつけること。
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること。
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること。
- (7) その他利用者の意思に反し、又は利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限のための行為。

(やむを得ない理由の判断)

第3条 第1条に定めるやむを得ない理由とは、以下の各号のすべてに該当する場合をいう。

- (1) 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に方法がないこと。
- (3) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

2 前項の判断は、本規程第5条に基づき設置する身体拘束適正化委員会の判断により行わなければならない。

この場合における委員会には、各事業管理者及びサービス管理責任者を含む3名以上の委員により協議し、判断しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体拘束適正化委員会を開催するいとまがなく、緊急かつ正当な理由により利用者の身体を拘束しようとするときは、次により対応する。

- (1) 夜間等のため前項に規定する委員会を構成できないときは、各事業管理者又はサービス管理責任者を含む2名以上の職員が電話等による協議により判断することとする。
- (2) 前号に規定する手続により、管理者を含まない2名以上の職員による協議を行った場合は、事後に管理者に報告を行うこととする。

(身体拘束を実施する場合の手続)

第4条 身体拘束を実施する場合の手続は、以下のとおりとする。ただし、第2条第5号の行為は、医師の判断に基づく指示がある場合以外には行えないものとする。

- (1) 別紙1「身体拘束に関する説明書・同意書」を作成し、家族等に説明し同意を得るものとする。
- (2) 前号にかかわらず、著しく緊急性の高い対応が必要な場合は、電話等での連絡による方法であっても同意を得たものとみなす。この場合、別紙1に基づく家族等への説明は、後日行うものとする。
- (3) 身体拘束を行っている期間中、別紙2「身体拘束に関する経過記録・再検討記録」に記入し、予め定められた頻度で再検討を行う。
- (4) 身体拘束の期間は、利用者の状態に応じて必要な最小限の期間として、その都度身体拘束の目的、身体拘束の必要な理由、身体拘束の方法、拘束の時間帯等について、家族等に説明を行うものとする。

(委員会の設置)

第5条 身体拘束防止について法人を挙げて取り組むとともに、前条各号の手続内容等を審議するため、学園内に「身体拘束適正化委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員長は、施設長とする。委員は次のとおりとする。

各事業管理者

事務局長

事務課長

支援課長

支援課長補佐

サービス管理責任者

看護師

その他施設長が必要と認める者（外部の者を含む。）

3 委員会は委員長が招集し、定期的又は事案発生の都度開催する。

4 第3条第3項の規定により、委員会を開催するいとまがない場合で、緊急かつ正当な理由により利用者の身体を拘束した場合は、速やかに委員会を開催するなどして、身体拘束を行った経緯等について、検証及び判断の確認を行わなければならない。

(記録の保管)

第6条 委員会の審議内容等、学園内における身体拘束に関する記録は、5年間保管する。

(身体拘束適正化のための研修)

第7条 施設長は、身体拘束適正化と人権を尊重した研修を次のとおり実施しなければならない。

- (1) 定期的な職員に対する研修
- (2) 新任職員に対する研修
- (3) その他必要な研修

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 5 日から施行する。

別紙1（第4条第1号関係）

身体拘束に関する説明書・同意書

様

- 1 あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束します。

記

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない
C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の目的及び必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、部位、内容)	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
身体拘束適正化委員会開催日	年 月 日

上記のとおり実施します。

年 月 日

八王子美山学園 施設長

印

記録者

印

(利用者・家族等の記入欄) *電話連絡等の場合は、職員がその旨を余白に記入

上記の件について説明を受け、確認の上、同意します。

年 月 日

氏名

印 (本人との続柄)

別紙2（第4条第3号関係）

施設長	支援課長	課長補佐	係長	担当支援員	看護師

身体拘束に関する経過記録・再検討記録

利用者氏名 様 男 女 歳

身体拘束を実施した期間

年 月 日より 年 月 日まで

日 時	利用者の身体拘束に伴う経過記録・再検討記録 (記録者氏名)
年 月 日 (時から 時まで)	